

お知らせ

(労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項に係る労使協定の修正について)

令和 6 年 7 月 4 日付け東京労働局長による是正指導に基づき、下記の通り労働者派遣法第 30 条第 1 項に係る労使協定を修正したのでお知らせします。

なお、本修正に伴う派遣労働者の待遇等の変更はありません。

記

1. 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イ

一般退職金に関して、過去の統計を用いて算定していたため、直近の統計の水準に修正した。

2. 同法 第 30 条の 4 第 1 項第 2 号

賞与の決定にあたっての公正な評価規定を定めていなかったため、評価規定を定めた。

なお、この労使協定の改定および運用は、労使協定の締結日から適用する。

<問い合わせ先>

株式会社ティ・ビー・エー

派遣元責任者 永野 順之

電話番号 03-5651-8039